

社関係、行政協力員、民生児童委員等から募集し、約130名でした。

月	演題	講師
7月	講話「これからの人権教育(啓発)と私たちの役割」同和問題!本当にほっとけばなくなるの?」	山鹿市 学校教育支援員 松尾 弘さん
8月	講話「パワハラ防止策のポイント」	社会保険労務士 川内 恵里さん
9月	講話「ネット社会をかしこく豊かに生きるために」今、今、子どもたちに伝えたい七つの知恵」子どもたちに伝えたい七つの知恵」	真和中学・高等学校 専任講師 戸田 俊文さん
10月	講話「認知症を学び 支え合えるまちづくりへ」	有限会社せせらぎ 代表取締役 高橋 恵子さん
11月	熊本県人権啓発Web講座 第16回やまが人権フェスティバル「オンライン開催」	
12月	寸劇「やめよう みんなで!差別・誹謗中傷・嫌がらせ・いじめ・偏見・デマ」 講演(バンド演奏)「明日天気になあれ」	

受講生からは「人権教育を行って行く中で、部落差別(同和問題)はしっかり理解していくことが重要だと強く感じました。一人ひとりが意識や知識をつけていき、少しでも変わるように身近な人に伝えていきたいです。」や「パワーハラスメントについての理解や認識が深まった。自分の感情に気づくこと、信頼や絆を大切にしながら、企業や社会・家庭でも、快適に過ごしていくことに心がけていきたい。特にアンガーマネジメントは大いに取り入れていきたいことである。」など、学んだことを生活に取り入れたいという感想が多く寄せられました。改めて、普段のくらしの中にも、人権に関する問題はたくさ

んあり、日常の中に人権尊重の「視点」を見出せる力をつけることができた講座となりました。

今後も、受講生が地域の中で人権意識の浸透を図ることで、行政と一体となり地域に根ざした人権教育・啓発を推進できるよう努めます。

②阿蘇市では、毎年、生涯学習講座を実施しており、2020年度は主催講座を12講座、自主講座を30講座実施しました。

例年、生涯学習講座の開講式を4月に開催し、自主講座も4月から開始するところでしたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策で開講式を中止、自主講座も延期し、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、その対策を講じたうえで7月から随時開始しました。

本市は、地域人権教育指導員を配置しており、毎年、自主講座において人権講話を実施しています。

2020年度の人権講話では、各自主講座に40分〜50分程度の時間をいただき、テーマを「新型コロナナと人権」として、①熊本県が目指す人権教育、②熊本県「人権に係る13の重要課題」、③新型コロナ差別の講話を行い、その中の新型コロナ差別では「患者や医療関係者等に対する差別」「新型コロナを知ろう」「不安や差別に対抗するには」「家庭内に波及する新型コロナ問題」「新型コロナが流行して発生した諸問題」「人権を無視した差別や偏見」「新型コロナ差別が生まれるしくみ」「新型コロナ差別の特徴」「人を思いやる行動の増加」「新型コロナ差別を防ぐために」等を題材に、人権講話の実施時期やそれぞれの自主講座に沿った内容で講話をしました。

2020年度は17講座へ出向き、延べ170名の方に参加いただき、参加者からは、ハンセン病の「無らい県運動」と「新型コロナ差別」を関連させた意

見も出されました。

また、具体的な例を話しながら、参加者に「もし自分が感染して、病氣と差別で苦しむことになったらどうですか。」「感染した人を誹謗中傷するのはどうでしょうか。」等と尋ねてみると、「それは間違っている。感染しないように頑張っても感染することはある。その人を差別してはいけない。」との発言もあり、参加者一人ひとりが、人権講話の内容を理解していただき、真剣に取り組んでいただいていると感じました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症により人権講話を実施できなかった講座や参加者も減っていますが、これまで人権講話に取り組まれた先輩の地域人権教育指導員の方に敬意を表し、引き続き取り組むことよって「人権を尊重し、人々がつながり、支え合える地域社会の実現」を推進することができると考えています。

③南小国町では、2003年に菊池恵楓園入所者に対する宿泊拒否事件が発生しました。この事を真摯に受け止め、ハンセン病問題を本町の人権教育推進の大きな柱として取り組んでいます。毎年、町民を対象に菊池恵楓園視察研修を実施していますが、本年度は、実施できなかつたため、2019年12月1日に参加した南小国中3年生の下城舞愛さんの感想文を町広報誌で紹介しました。感想文の一部です。

入所者自治会副会長の太田さんの講話で印象に残っているのは、太田さんが「ハンセン病は、99.9%うつらないから。治る病氣だから。」と必死で語っておられたことだ。私の暮らす町とハンセン病問題には、深い苦い歴史がある。それは、ある温泉施設の従業員さんが入所者の方々に「他のお客さまの迷

惑になるから」と宿泊拒否した事件である。訪問を通して、二度と自分の町に差別や偏見の思いがあつてはならないと思つた。

④小国町では、一人ひとりの人権が尊重される町づくりに向けて、部落差別をはじめあらゆる差別に対する認識を深めるとともに、自らの問題として捉え、人権意識の高揚を図ることを目的として、毎年「小国町人権啓発セミナー」を開催しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ケーブルテレビで撮影し10月19日から25日に1日に2回ずつ放映しました。今回は「心がかぜをひくとき」～「安心感」と自立」と題し、西九州大学非常勤講師の吉村（よしむら）春生（はるお）さんに講演していただきました。笑いを誘いつつ、17年間の教員生活、スクールカウンセラーの経験を活かし、臨床心理士として「心の育ち」についてわかりやすく話されました。参加者の声として「命の大切さや親子の絆などを考えさせられた」「心にゆとりをもつて人と接したいと思つた」など多くの感想が寄せられ、一人ひとりの心に残るセミナーとなりました。

交流や学習を通して人権を考える「地域交流促進事業ふれあい教室」ではパソコン教室、絵がみ教室、硬筆教室を実施しています。内容は、パソコン教室（ICT初心者コース）はFacebook・Twitterの体験やスマホ・デジカメ画像処理等、絵がみ教室は絵がみの作成、硬筆教室【えんぴつからペンまで】は、ひらがな、詩や標語、筆ペンなど文字の練習・習得です。教材に人権詩などを使って人権について会話できるように工夫して行っています。また、できた作品を人権啓発フェスティバルで展示しています。

⑤天草市では、社会教育指導員2名を配置し、様々な出前講座を実施しています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの講座が中止となりましたが、そのような中でも保育園や小中学校の保護者及び教職員に向けた「親の学び」講座と兼ねた人権教育啓発講座を、また、市内各公民館では、公民館講座と連携しての市内各公民館での人権講座等を実施しました。講座では、「人と人の出会いや関係づくり」を基本に据えて、参加体験型による参加者同士の交流を大切にし、意見や感覚の交流から、新たな発見や気づきが生まれており、このことが、日常の身の回りの出来事や世間の常識的な捉え方について再認識する機会になっています。参加者からは「自分らしく生きることの大切さがわかった」「これからはお互いのよさを伸ばし合うような生き方をしたい」「大変よくできなくて良いんだよ」をモットーに頑張ります」等の感想が寄せられました。

また、2020年4月にオープンした天草市複合施設ここらすの開館記念イベントとして開催した、公民館事業による「須永博士作品展」心にとどめた言葉」には、多くの市民が訪れ、「とても素敵なメッセージ、心に深く届きました。これからの人生に今日のことに関わっていくと思ひ、もう少し頑張ってみます」「どの言葉も心に響きます。前向きな力強い言葉に支えられ感動しました」等たくさん感想をいただきました。

コロナ禍の中、行き詰まったり、意欲がしぼんだり、病気に立ち向かったりと厳しい社会状況のなかで、作品に込められたメッセージを通して、何気ない日常に感謝し、自分の生き方を振り返る機会に繋がる作品展とすることができました。

さらに、コロナ禍における不安・偏見・差別の解消に向けた保護者向けの啓発資料を作成し、小中学校・幼稚園・保育園へ配付しました。

今後は、オンラインでの研修方法も検討し、様々な人権課題について、あらゆる機会を通じて、より多くの市民に理解が深まるように啓発や講座に取り組んでいきたいと考えています。

⑥上天草市では、地域人権教育指導員を配置し、市内各団体からの要請を受け、講話形式の出前講座を実施しています。2012年度からは、上天草市中央公民館との共催で人権教育自主講座を開催しており、2020年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した差別が大きな問題となっていることから、「感染症と人権」と題し、講話を行いました。

9月にはタレントで熊本県社会福祉士会名誉顧問の英太郎さんをお招きし講演会を開催しました。「みんな笑顔でかたらんね」と題し講演いただきました。ご自身の経験を交えながら、日頃から笑顔でいることの大切さを中心に講話があり、参加者からは「久しぶりに笑うことができた、笑顔でいることの大切さを学んだ」等の感想が多く寄せられました。

⑦天草郡市人権教育推進連絡協議会では、毎年8月に「人権文化が創る心豊かな天草へ」を大会テーマに研究大会を開催していましたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

そのため、大会の代替事業として、10月から11月にかけて天草2市1町で開催された「ふるさと、天草に帰る・菊池恵楓園絵画クラブ金陽会作品展」に後援団体として支援協力を行いました。天草管内の

小中学校をはじめ、関係機関や地域住民へパンフレット等を配布し、趣旨の周知や案内を行い、多くの方がハンセン病回復者等の人権を理解する機会を提供しました。

参加者からは「それぞれの作品に込められた想いを感じる事ができた」「大好きな場所で家族と共に暮らす、そんな普通の暮らしができず、一生を終える気持ちはどんなものだったのか、やりきれない気持ちになります」等の感想をいただきました。遠く離れたふるさとや家族を想って描かれた作品を通して、人権が尊重される地域社会づくりの必要性やハンセン病問題について学ぶ機会となりました。2021年度の研究大会では、作品展を通して学んだことを更に深める研修につなげていきます。

また、学校教育研究会においては、「人権教育の指導方法等の在り方について」「第三次とりまとめ」を基にした5つの視点によるレポート研修を例年どおり実施しました。分科会は開催できませんでしたが、各地区ブロックから選出された代表レポートをとりまとめ、実践報告集を作成し、天草管内の小中学校・幼稚園・保育園及び関係機関等へ配布し、人権教育の推進及び啓発に取り組みました。

⑧菊池市では、市長を会長とした「菊池市人権・同和教育推進協議会」のなかで、行政、学校、社会教育、就学前、進路保障、校区の6つの部会を組織しながら多角的に取り組んでいます。

その事業のなかで、毎年7月に「菊池市人権・同和教育研究大会」を開催し、午前中に人権啓発講演会、午後から分科会（9会場）と基礎講座（1会場）を実施しています。毎年、行政職員、教職員、各種団体、企業などから約1000名の参加がありますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止

のため、中止となりました。

また、市内全ての行政区（211区）を3年で1巡する、「ふるさと懇談会」については、行政主体ではなく、実施方法や懇談内容を住民が決定するなど、地域が主体となるような懇談会を目指して取り組んでいます。地域が主体となることで、参加者の増加や地域の人権課題について話し合う機会になればと考えていますが、本年度は、密を避けるため、中止となりました。

校区人権啓発推進部会では、市民参加型の地域づくりを推進していくために、市内5つの中学校区ごとに「校区人権啓発推進協議会」を設置し、地域が主体となり学校や行政と連携したボトムアップ型の人権教育・啓発に取り組んでいます。本年度は、人権啓発講演会の中止や、規模を縮小しての人権の花運動など思うような活動ができませんでしたが、人権標語の募集など地域ごとに特色ある活動をできる範囲で行われていました。

〈PTAによる主体的啓発活動へのひろがり〉

①山鹿市人権のまちづくり推進協議会の中に、幼児小中高部会があり、幼児小中高部会は、4つの専門部会（就学前教育専門部会、学校教育専門部会、高校専門部会、PTA・保護者専門部会）に分かれています。その中で、各校・園のPTA・保護者会を束ねた組織としてPTA・保護者専門部会があります。

このようなかたちになったのは2013年度であり、本年度8年目になります。それ以前は、小学校・中学校・高等学校PTAは学校教育部会、幼稚園・保育園保護者会は就学前部会にそれぞれ属していました。幼児小中高連携の意味からも、それぞれの保護者が連携して取り組むことを目的にこのような

体制になりました。

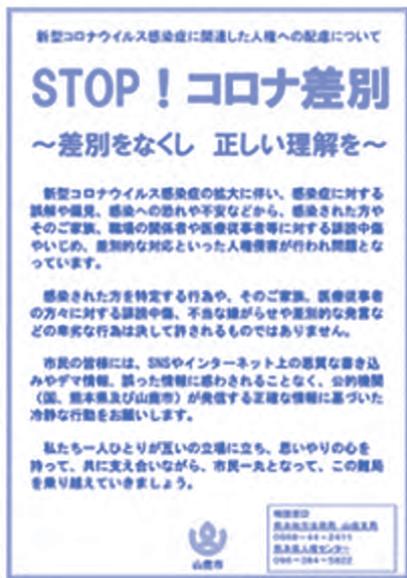
例年行っている主な活動は、合同会議と研修会です。合同会議では、大きく2点①本協議会の組織について理解をいただくこと、②各校・園でのPTA・保護者会主催の人権教育研修会を主体となつて企画・運営をしていただくこと、を申し合わせています。そして、研修会では、PTA主催の人権教育研修会に役立てるためにPTA活動における人権教育研修に力をもつた方をお願いして講話（参加体験型）をいただいています。あくまでも、自分たちが「主体」であるという意識をもって、自校・園において研修会を企画立案し、研修を行っていくというところを目指しています。

また、年度の後半（人権週間終了後あたり）には、各校・各園のPTA・保護者会で、どのような研修をしたかを調査し、一覧表にして、他の取組に学び、自校・園での研修の一助としていただくような試みも行っています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全体で集まる合同会議と研修会が行わず、就学前保護者会・小中学校PTA・高等学校PTAの各代表者で連絡を取り合い、「各園保護者会・各校PTAにおける人権教育研修のための情報提供について」という文書を発出し「熊本県人権啓発Web講座」を紹介しました。「各園・各校で実施される役員会の折や、小さな集まりの際などで、このWeb講座を取り入れるとともに、各会員にも広く紹介しよう」というメッセージで活用をお願いしました。みんなが一堂に会して行う研修は大変効果的ではありませんが、このような時期だからこそ「何もしない」ではなく「どうやればできるか」を考えての発信になりました。コロナ禍の中、みんなで知恵を出したことも、ひとつの勉強になりました。

〈災害と人権〉

①山鹿市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症に対する誤解や偏見、感染への恐れや不安などから、感染された方やそのご家族、職場の関係者や医療従事者等に対する誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害を阻止しようとチラシ・ポスターを作成し、全世帯および関係機関等へ配布しました。このことは市のホームページにも掲載し、市民へ「私たち一人ひとりが互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、ともに支え合いながら、市民一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう」とメッセージを送りました。



また、第16回やまが人権フェスティバルのオンライン開催のなかで、新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮をテーマに寸劇を実施しました。寸劇は、「隣人がコロナで入院している」という、人から聞いた噂話をしている近所の人たちを、その地区の民生委員が「誤解かもしれない噂話に惑わされてはいけません!」と正され、その後、民生委員と行政協力員が、誤解を受けられた高齢者宅を訪ねられ、嫌がらせの手紙や電話などの差別的な言

動があったという話を受けて、人権擁護委員や法務局への相談を勧め、手助けされるというストーリーです。最後は、「悪いのは新型コロナウイルス感染症であって、感染者ではありません。卑劣な行為は決して許されるものではありません。正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。一人ひとりが互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、ともに支え合いながら、この難局を乗り越えていきましょう」というナレーションで幕を閉じ、市民に理解をお願いしました。たとえウイルスに感染しても、していないなくても、地域の中で笑顔の暮らしを続けていけることは大切です。コロナ禍に居ても居なくても、みんなが心から暮らしやすい地域づくりを目指しています。

②菊池市では、新型コロナウイルス感染症に対する恐怖心や、不安などから医療従事者や感染者、その家族への心無いことばや行動による人権侵害が全国的に起きてきていることを危惧し、そのような差別、誹謗中傷を阻止するため、「やめよう! コロナ差別!」と題したチラシ・ポスターを作成しました。チラシは全世帯、ポスターは各公民館、集会所、関係機関等に配布しました。



〈地域活動を通じ〉

①宇城市では、人権や男女共同参画社会についての知識や理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、研修を希望されている事業所や団体、地域へ職員が講師として赴き、法務省から委嘱されている人権擁護委員と一緒に「人権出前講座」を行っています。内容は部落問題、企業における人権（セクハラ・パワハラ）、高齢者・障害者への人権、ワーク・ライフ・バランス、DVなどさまざまな分野の中から、希望される分野について講座を行っています。また、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に多くの事業所が研修開催を自粛されたこともあり、新たに「人権・男女共同参画啓発DVD貸出事業」をスタートしました。

②水俣市では、例年「みなまたヒューマンライツ・セミナー（中学生コース）」を実施していますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための4月、5月の休校措置、それに伴う夏休み期間の短縮、国立療養所菊池恵楓園の訪問見学受入中止など諸事情が重なり、セミナーを実施できる期間やプログラムなどが確保できず、中止となりました。

また、水俣・芦北地区人権教育推進協議会では、毎年8月下旬に「水俣・芦北地区人権教育研究大会」を開催し、300〜400人の住民が参加しているところですが、これも新型コロナウイルス感染症拡大防止による集会の制限や、休校措置による夏休み期間の短縮により日程調整が困難であることなどの理由から中止となりました。

③津奈木町では、高齢者の方々を対象に開催してい

る「あけぼの大学」において、参加体験型学習を毎年実施していますが、2020年度は、県作成のパンフレットを施設等へ設置するほかは、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでした。例年は高齢者の人権や基本的人権に関する事例等について、参加者がグループ討議を行い、人権に関する理解を深めています。また、県が主催する人権問題学習会や地区人権教育研究大会等に積極的に参加することで、人権に関する必要な知識の向上と技能の習得について取り組んでいます。

④**芦北町**では、例年実施している「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しています。本講座は、水俣病に関する講話や被害地域を巡ることで、水俣病に関する正しい知識を深め、水俣病の教訓を後世に伝えることを目的に2008年から実施していますが、2021年度以降、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、いかに開催するかが課題となっています。

⑤**菊池市**では、毎年、18人の方に委嘱し、「まちづくり推進委員会」を設置しています。

市内13各区の校区推進会議、人権擁護委員会・民生児童委員会、身体「障害」者協議会、女性の会、自治公民館長会などからそれぞれ推薦された方です。人権問題について学び、一人ひとりが大切にされる「差別のない明るいまちづくり」の実現のため、地域で主体的に活動できる人材育成を目的に例年8回の研修を行っています。本年度は3回の実施となりました。研修では、「菊池市人権教育・啓発基本計画」の改定についての周知や男女共同参画社会に向けての市の取組について伝えていきました。

〈日本語（識字）教室の取り組み〉

①**菊陽町識字学級**は1984年4月に開講し、37年が経過しました。教育の機会を奪われたひとりの母親の「幼いころ学校に行けなかった。今から勉強して文字を書けるようになりたい。結婚していった娘に便りを書いて送りたい。隣近所とのお付き合いのための日常用語（お見舞い、お祝い、ご仏前など）を憶えたい。」という叫びが識字学級の開講時にありました。一人から始まった学級でしたが、一年目の隣保館での発表会における作品展示が地域住民に大きな反響を与え二年目には受講生は25名に増えました。以来、高知県や和歌山県の識字学級や県内の識字教室、奈良県の夜間学級との交流、来日者の日本語の学びの場として37年の歩みが続いています。毎週水曜日、土曜日の週2回の学びです。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止にせざるを得ない期間がありました。再開後はいつも通り受講生が集まり、文字を学び、生活を語り合い、帰りには「これをもらうのが楽しみです。」と宿題のプリントを受け取る楽しみの識字学級になっています。

現在のメンバーは5〜6名なので、新しい受講生を開拓していきたいと考えています。

〈戸籍と人権の学習〉

①**南阿蘇村**では、住民票・戸籍の第三者交付をお知らせする、「本人通知制度」を2015年4月より導入しています。これまでに起こった事件では、この通知制度があれば不正取得が防止できたとはいわれ、またこの制度の通知によって不正取得が発覚した事実も実際にあります。したがって、本村ではこの本人通知制度が不正取得を抑止出来る有効な手段

であると考えています。あらゆる差別をなくす様々な取り組みを今後も行っていきたいと考えています。

②**宇城市**では2018年4月1日から本人通知制度を実施しています。この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑止する効果も期待されます。人権啓発と共に制度の周知も広めていきます。

〈市町村を束ねた取り組み〉

①**小国郷人権教育研究協議会**では、小国町と南小国町両町にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、支援学校と両町が連携して、人権作文や子どもものつぶやきなどを集めた人権作文集「いのち」を作成しています。できた原稿を両町で経費を負担して全戸配布を行っています。1977年の発刊以来、小国郷の子どもたちが日常の生活の中で感じたこと、体験したこと、そして、乗り越えてきたことを記録し、「人権とはなにか、人が人として尊重されることはどういうことか」を提起してきました。2020年度は、例年総会時に行っている講演会を実施できませんでした。

②**宇城人権教育研究協議会**では、社会教育・学校教育が連携を図り、努力事項の一つの「ムラの子どもたちをはじめ、被差別状況の子どもを中心にすえて、ひとの心の痛みを共感・共有し、共に生きるための教育を実践する。」を中心的実践事項とし、取り組

みを重ねてきました。
協議会の努力目標として

- 1 国民的課題である部落差別（同和問題）の完全解決をめざし、人権教育をすべての教育・啓発活動に位置づけ、部落差別の現実に深く学び、すべての子どもたちや地域住民に部落差別をはじめあらゆる差別をなくそうとする意識・技能・態度を育てる。
- 2 部落差別（同和問題）の解決に向けた取組を、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげるために、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育の確立をめざす。
- 3 一人ひとりの子どもと深くかかわり、その中から教育の課題を見いだし、教育実践を積み重ねる活動を通して、すべての子どもの健康・学力・進路の保障をめざす。
- 4 差別を鋭く見ぬぎ、それと正面から向き合い、なかまとの組織的な取組によって、ともに語り合い、認め合う「差別をなくすなかまづくり」を推進する。
- 5 宇城地区人権教育研究会、宇城地区学校人権教育研究会、宇城地区社会人権教育研究会、課題研究会および進路・追跡調査の充実を期し、研究と実践の深化を図る。
- 6 「部落差別の解消の推進に関する法律」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「熊本県人権教育・啓発基本計画」等をもとに、人権教育・啓発の推進に関する研修を深める。

また、努力事項として、

- 1 各職場や各地人研で差別の現実を明らかにする

とともに、部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざした人権教育・啓発を、計画的、系統的、継続的に実践する。

- 2 ムラの子どもをはじめ、被差別状況の子どもを中心にすえて、ひとの心の痛みを共感・共有し、共に生きるための教育を実践する。
- 3 障がいのある子どもが、地域の中で共に学び、共に育ち、安心して生きるといふことの認識を深め、実践する。
- 4 「熊本県人権教育協議会」「部落解放同盟熊本県連合会」及び「全日本同和会熊本県連合会」など、差別をなくす民主的な団体と連携を密にし、会員の研修を強化する。
- 5 地域の人権教育推進のリーダーを育成するために、地域の実態に即した具体策を立てて、組織的、計画的に啓発・学習活動を実践する。
- 6 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、「人権教育の指導方法等の在り方について第3次とりまとめ」、県人権教育推進資料、県人教「きずな」等を活用し実践する。

以上を掲げています。

宇城人権教育研究大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することになりましたが、このような状況であっても、人権感覚を高めるための学びを続け、一人ひとりの人権を大切に取る取り組みにつなげていきます。

また、部落差別解消推進法が制定され4年が経過しましたが、差別落書きや土地差別問題の事案が発生する等、依然として部落差別の解消には至っていません。2020年6月には県の条例、9月には市の条例「宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」の施行により、部落差別の解消に向けて教育・

啓発に努める責務を果たす必要があります。

本年度も、一人ひとりが差別とどう向き合い、本音を語りながら、どのような行動が出来たか、確認していきたいと思えます。そのことで、部落差別をはじめあらゆる差別の解消につなげていく取組を行います。

〈職員研修の取り組み〉

①荒尾市では、市職員の人権意識の高揚を目的に、2020年12月に全職員を対象とした職員研修を実施しました。

研修の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みとして、1回あたりの参加人数を50人に制限し、同じ内容で12回（6日間、午前・午後1回ずつ）に分けて実施しました。

今回の研修は、「部落問題に関係する差別的な問い合わせに関する応対マニュアル」についての説明及び地域人権教育指導員による部落問題についての講演という内容で実施し、参加者からは、「部落問題について、子どもを含めて家族でもう一度考え直してみたい」、「部落問題に関する問い合わせ等について、毅然とした態度で対応する必要性を強く感じた」、「今までの部落問題認識の間違いに気づくことができた」といった感想が寄せられました。

②山鹿市では、「山鹿市総合計画」及び「人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の充実のため、毎年、全課から「人権・同和問題担当者（以下、担当者）」の推薦を受けています。担当者は、年9回の「人権同和問題モニター養成講座（ふれあい人権講座）」の受講や各種研修会（やまが人権フェスティバル含む）等への積極的な参加を通して、人権に関する認識を深めています。学んだことは所属課

職員へ毎回報告することを通して、全職員への啓発を図っています。

2020年度の人権のまちづくり推進協議会行政部会の自主研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、啓発資料による自己学習に替えました。吉田文男さん（熊本県人権教育研究協議会事務局長）に原稿執筆いただき、部落差別（同和問題）をテーマに、題目「来民開拓団の真相に学ぶ」差別は誰の問題か」の啓発資料を配布しました。部会員からは「来民開拓団と部落差別（同和問題）」のことを学ぶ貴重な機会であった。戦争の凄惨な事実だけでなく、その背景を知ることの大切さを改めて実感した。「差別される人が一人もいない社会」ではなく「差別する人が一人もいない社会」をつくるのが本質であること、そのために「差別をしていない」「差別をしてはいけない」ではなく、一人ひとりが「差別をなくすためにどう取り組んでいくか」が大事であることが理解できた。』などの意見がありました。地域の歴史を学びながら、自分のこれまでの暮らしを振り返り、これからの暮らしの中で自分のできることを見つけていくことができました。各事業所主催の人権研修が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業所もある状況において「今回の啓発資料配布により学習の機会ができてよかった」という声もあり、学習の歩みを止めない取り組みとすることができました。

③大津町では、職員の一人ひとりが人権に関する正しい知識を身につけ、人権意識の向上と人権教育啓発の円滑な推進を図るため、人権対策推進協議会設置規定を設け、職員を対象に人権学習会を開催しています。

各課等に人権担当者を配置し、人権推進課と

学習内容や進め方を検討しながら行っています。2020年度はコロナ禍の状況でしたが、万全な感染対策をとりながら開催しました。

学習会では、町条例改正に関すること、コロナ差別に関すること、町内で発生した差別落書き事象に関することの3つをテーマに、「差別落書きをみてどう感じたか」、「これからどのように取り組んでいくか」などについて、グループで討議を行いました。職員より、「差別落書き事象から1年が経過し、当時受けたショックが薄れていたと感じ、反省した。」「家庭や地域など、身近なところから話をしていきたい。」「自分事として学習していかなければいけない。』などの意見がありました。

④南阿蘇村では議員、職員を対象に、人権に関する知識の向上と、ハートがたくさんの村づくりを目指し、様々な人権問題をテーマとして年に一度研修会を行っていきます。また、2年間を任期として各年代の職員を2名ずつ人権教育推進支援員として選出し、各研修会等に参加をして人権問題についてより深く学習をしています。支援員は、学習したことについて職場内で広く伝えて人権意識の向上を広めていきます。

⑤御船町では、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、問題解決に対する取組みを推進することを目的に、職員を対象とした人権研修を毎年実施しています。

本年度においては、多くの職員が研修に参加できるよう研修を2回に分けて行ったところ、参加者数は173名、参加率は約96%でした。研修では、「ハラスメントのない職場づくり」を演題に、株式会社ぎょうせい研究員の皆川 十志文さんにご講演いた

だき、ハラスメントをなくすための職場づくりの手法や受けた場合の解決策等を学習しました。

私たち行政職員は人権行政の推進者として、職務を遂行する上で町民の人権を侵害することがないよう十分留意するとともに、人権を擁護する職責意識を持つ必要があります。同時に、行政職員といえども地域社会あるいは家庭の一員であり、人権問題の解決を自らの課題と捉え積極的に取組むことはもとより、日常生活の中で差別や人権侵害に関わる出来事に接した際、直感的にその出来事はおかしいと思える感性と、適切な対応がとれる態度形成など、豊かな人権感覚を身につけなければなりません。今後職員の人権研修を継続的に行っていくことで、全職員が差別解消や人権擁護の責務を担っていることを自覚し、人権問題に対して適切な対応ができる力を養っていく必要があります。

⑥宇土市では、市人権教育・啓発基本計画において、「全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させること」を人権教育・啓発の目標に掲げており、全ての職員が正しい人権意識や感覚を身につけ、相手を思いやる感情を持ち、地域社会に広げていくことを目的に、毎年、人権に関する職員研修を行っています。

2020年度は1月に、宇城市豊野町コミュニティセンター指導員の岡早百合さんをお招きし、「『土地差別問題』の現状について」と題して講演いただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受講対象を管理職に制限して（他の職員は研修動画を視聴）実施しました。

研修では、はじめに、岡さんから「土地差別問題」における部落差別の現状について講話をいただき、

その後DVD「差別意識の解消に向けて『土地差別問題を考える』」を視聴し、私たち職員一人ひとりが人権・部落差別（同和問題）に対する正しい認識を持ち、それを業務にどう活かしていくのかを学びました。

研修を受けた職員からは、「誰でも、無意識の中で他人を傷つけるような発言をしてしまうおそれがあり、正しく学ぶことの大切さを感じました。」「教育に始まり教育に終わる、情ではなく教育、正しい知識と教育の重要性を本当に感じました。」「ケーススタディをもとに、問合せの対応も常に確認しておく必要があると思いました。」「部下職員に対して、差別的な発言等については毅然とした態度で臨むよう指導したい。」等の感想が寄せられました。

⑦宇城市では部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、毎年、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に宇城市職員人権部落問題研修会を開催し、職員の人権問題の認識を深めるとともに人権意識の高揚を図っています。

2020年度の全体研修は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたが、代替として管理職職員を対象に豊野町コミュニティセンター指導員を講師として土地差別問題をテーマとした研修を開催し、講話とDVD視聴という内容で56名が受講しました。研修後、各部署にて部下を対象とする研修実施の依頼をしました。

⑧水俣市では、例年、新規採用職員には4月の新人研修の中で参加体験型人権学習を実施しています。2020年度、全職員向けの新しい取り組みとして、8月から庁内「人権だより」の発行を始めました。発行は月1回で、職員が閲覧できるパソコン

のインフォメーションコーナーを活用し、身近な人権問題（気をつけたい言葉遣いなど）や、ハンセン病、性の多様性などを取り上げ、A4サイズで1ページにまとめたものを掲載し、人権意識の高揚を図っています。

⑨芦北町では、新規採用の町職員に対しては、新人研修の一環として人権関係のDVD視聴、講話を実施する等、人権教育に関する必要な知識の向上、習得について学びを深めました。

⑩菊池市では、2005年の合併時から現在に至るまで、職員の人権に関する知識、意識を高めるとともに、職務を通じて差別のない明るいまちづくりの実現を目的に職員研修を毎年実施しています。

本年度は、職員を集めての研修が実施できないため、課内研修という形で、10月～3月の間でそれぞれの課で研修を行いました。

研修では、「菊池市人権教育・啓発基本計画」についてと、男女共同参画社会に向けてというテーマで作成した動画を各課で見、意見交換を実施しました。人権について考え、伝える機会を持つことは大事なことであり、お互いの思いや考えを聞くことにより人権意識を高め、業務に生かすようにしていきます。

⑪熊本市教育委員会では、職員の人権に関する基本的認識を確立し、人権問題への意識と実践力を高めることを目的に「教育委員会事務局等人権啓発研修会」を毎年開催しています。

2020年度は、4つの人権課題について研修を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合研修とZoom配信による研修の実施や

Stream配信によるオンライン研修も取り入れられました。

【集合研修・オンライン研修（Zoom・Stream配信）】
【新型コロナウイルスに関する人権】

講師：前田強さん（馬肉料理天国 二代目店主）

【オンライン研修（Stream配信）】

【外国人の人権①】～在留外国人の人権～

講師：中島眞一郎さん

【外国人の人権②】～外国ルーツの子どもの人権～

講師：竹村朋子さん

（外国から来た子ども支援ネットくまもと代表）

【水俣病をめぐる人権】（人権教育指導室製作DVD）

【ハンセン病回復者とその家族の人権】

（人権教育指導室製作DVD）

4つの研修あわせて300人をこえる参加及び視聴がありました。

⑫益城町では毎年、全職員と町議会議員を対象とした人権研修を実施しています。2020年度は元菊池市地域人権教育指導員の米村隆一郎先生を講師に迎え、『誰もが安心して暮らせる社会の実現のために！～行政職員としての責務と役割～』という演題でご講演いただきました。

また、差別事象に対応するマニュアル、『益城町人権問題に係る対応要領』の周知を随時おこなっています。

〈部落差別解消推進法〉を受けた取り組み

①大津町では、部落差別解消推進法の制定に伴い、『部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例』を一部改正しました。

条例の目的に、「部落差別解消推進法」、「障害者

差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の3つの法律名を追加し、国、県及び関係団体との連携を図り、実態調査、意識調査等を行うこと、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の整備に努めることを追加するなどしています。

現在もなお、様々な人権侵害に係るいじめや虐待、不当な差別があつたを絶たない状況であり、法的な立場の後ろ盾として、一部改正を機に、各機関・団体等と連携をいっそう強化しながら、広く町民に対し、引き続き人権啓発を進めて行きます。

②菊陽町では、1995年3月に「菊陽町人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃、人権擁護意識の高揚及び町・町民の責務を定め、平和な明るい地域社会の実現に向けてこれまで取り組んできました。

国や県の動向や、2019年に実施した「菊陽町人権に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、部落差別は許されないものであるという認識の下にこれを解消することが重要な課題であるという考えから、部落差別の解消に関する基本理念を定めるとともに解消の推進に向けた姿勢を明らかにし、部落差別のない社会の実現のため、「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」を2020年9月に制定しました。条例の周知を図るため、本年4月には町内全家庭に啓発資料の配布を行っています。

また、2006年に制定した「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の改訂を15年ぶりに行いました。この改訂内容についても、町内全家庭に啓発資料を配布するように取り組んでいます。

③小国町では、「部落差別解消推進法」の具体化の取組として、2020年12月に「小国町部落差別等

撤廃・人権擁護に関する条例」改正を行いました。条例改正に向けて、事前に有識者、学校、各種団体の方々と構成されている「部落差別等撤廃条例・人権擁護に関する審議会」で協議を行いました。

改正の主な内容は、次の通りです。1) 第1条(目的)について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000年法律第147号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(2016年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(2016年法律第109号)の趣旨を踏まえ」を追記。2) 第4条(町の施策の推進)について、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて実態調査、意識調査等を行うとの記載を2項に新たに追加。3) 第5条(啓発活動の充実)を(教育及び啓発活動の充実)と変更し、人権教育の推進を図ることを追記。4) 第7条(相談体制の整備)を新たに追加し、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめあらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めることを記載しています。

今後さらなる人権教育・啓発に努め、人権尊重を基調とする差別のない明るい開かれた町の実現を目指してまいります。

④宇城市では、「部落差別解消推進法」を受けた取り組みとして、2020年度、人権教育啓発冊子の作成を行いました。

(1)「ふれ愛く差別を許さないなまづくり」の冊子は、行政職員及び現地研修時の研修資料として活用するため作成しました。作成の観点としまして、①推進法、県条例、市条例に基づき、

人権教育における部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため。②資料の提示やアクセスの紹介を入れ、宇城市においての人権教育啓発での部落問題学習の資料として活用する。③市民の部落問題への認識を深め、解消への意欲を高める研修資料として活用できるものとする。以上の観点で500部作成し、研修会時に活用を計画しています。

(2)「部落差別のない社会を実現するために」の冊子は、学校における部落問題学習が推進されることを願って作成しました。部落差別解消推進法など根拠となる法律や条例も解説を入れ掲載し、教職員の部落問題への認識を深め、差別解消への意欲を高める研修資料となるようにしています。また、人権教育主任の役割も整理し、活躍を支援できるページも入れました。2021年度から、主任会議や学校内の研修会等での活用を計画しています。

